太陽光発電等
再エネ設備導入補助事業
【概要】

2022年10月3日（月）18:30～19:30

生涯学習センター わっか　住民説明会

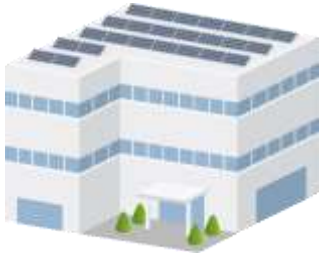

上士幌町役場 ゼロカーボン推進課

上士幌町、脱炭素先行地域に選定！

- 令和4年4月**環境省の第一回「脱炭素先行地域」に上士幌町が選定**されました。**国の支援（上限50億円）を受けながら、**最長2030年度まで**脱炭素（CO2等の削減）に向けた取り組みが可能**です。※全国で26地域が選定。
- その中で、**町全体で脱炭素の取組みを行っていくのは、全国でも上士幌町が唯一**となっています。

※脱炭素先行地域選定証授与式の様子

脱炭素先行地域選定証

北海道　上士幌町

貴団体の提案は2050年カーボンニュートラルに向けて地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素の実現の姿を2030年度までに示す優れたモデルであることから脱炭素先行地域に選定しこれを証します

令和4年6月1日

環境大臣
山口壮

Decarbonization Leading Area Certificate

Kamishiboro Town, Hokkaido

Your organization proposes an excellent model which shows a path toward decarbonization by FY2030 and regional revitalization. The proposal will eventually contribute to attaining the national target of carbon neutrality by 2050. I hereby present your organization with this certificate of recognition as a Decarbonization Leading Area.

June 1st, 2022

YAMAGUCHI Tsuyoshi
Minister of the Environment, JAPAN

自家発電と自家消費で地球にやさしく

- 2030年度に向け各種取組みを進めていきますが、中でも、**火力発電が大きなウエイトを占める「電力」については、家庭からのCO2排出量の半分を占める**といわれています。

- **ご家庭や事務所で消費する電力を、太陽光発電などの再生可能エネルギー**（自然界に存在する資源を活用するエネルギー）**に変えていきましょう。**

- 年々**高騰する電気代**。再生可能エネルギーの**自家発電・自家消費を行うことで、電気代の節約**にもつながります。

補助対象について（太陽光発電等再エネ設備導入補助金）

- 今回、**環境省の交付金を原資**に、上士幌町内にて**下記の設備を導入**し、町内電力の**CO2排出削減**および**再生可能エネルギーの自家生産と自家消費に貢献**いただける方を対象に、補助金を交付します。

太陽光発電設備

無尽蔵である太陽光エネルギーを利用して発電する方式です。**発電時にCO2等の大気汚染物質を排出しない**発電方法です。

定置用蓄電池

発電した電気の備蓄が可能な装置です。雨天・夜間時や停電・災害時等に、**効率的な自家消費**が可能となります。

V2H充電設備

「Vehicle to Home」の略。**電気自動車のバッテリーと、家庭・事務所の電源間で、双方向の充放電**ができる設備です。

※補助対象となる設備については、新品であることや、一定基準以上の性能を保有していること等が補助金交付の条件となります。詳細は交付要綱・手引き等をご確認ください。

補助額について

- 下記設備ごとに、**掛かった経費に補助率を掛けて補助額を算出**します（1,000円未満は切り捨て）。**残りは自己負担**です。
- **複数の設備**を導入する場合は、それぞれの**設備ごとに補助額を算出**し、**合算した額**が補助額となります。

太陽光発電設備	定置用蓄電池	V2H充電設備
補助率2/3	補助率3/4	補助率3/4

【補助上限額】 他自治体・団体の同様の補助金と比べても、補助額は大幅に高いものとなっています。

一般住宅対象	補助額	200万円上限
事業者対象	補助額	2000万円上限

補助対象の種類 （一般住宅対象と事業者対象）

一般住宅対象　補助額　200万円上限

- **「個人用住宅」**　（個人が常時居住する住宅かつ居住のみを目的として建築された専用住宅）が対象です。

事業者対象　補助額　2000万円上限

- 一般住宅以外の**「アパート」や「マンション」**（大家・管理会社等の貸主側が設置する場合）、**「事務所（オフィス）」、「店舗」、「工場」、「研究所」、「畜舎」等**です。
- 簡単に言うと、**「一般住宅」（個人用住宅）以外のすべての建物**を指します。

増設や入れ替えも対象となります。ただし、**既存システムの廃棄および解体工事等にかかる費用は補助対象としません。**

過去に、**町単独の補助事業（上士幌町住宅用太陽光発電システム導入補助金）にて太陽光発電設備を導入した方は、財産処分の制限期間内（導入後の廃棄等を行えない期間）は、定置用蓄電池・V２H充電設備の導入のみ申請可能**です。太陽光発電設備は増設する場合のみ補助対象となります。

補助対象建物の区別

補助対象については、基本的に「電力契約数」にて判断します。
電力契約１件において、**申請は１回限り**です。
複数年にまたぐ活用はできません。また、対象の各システム（太陽光発電設備・定置用蓄電池・Ｖ２Ｈ充電設備）は**同じシステムを２点以上申請することはできません。**

- 【例】住宅と事務所（工場・畜舎等も同様）に設備を導入する場合

⇒同一の電力契約の場合：まとめて「事業者対象」での申請です。

⇒別々の電力契約の場合：

…各々で設備を導入する場合：住宅部は「一般住宅対象」、事務所部は「事業者対象」

※住宅部は上限200万円、事務所部は上限2000万円、それぞれ申請が可能。

…どちらか片方に導入する場合：導入（接続）する建物に準じ、補助対象が変わります。

- 【例】店舗兼住宅の場合

⇒同一の電力契約の場合：まとめて「事業者対象」での申請です。

⇒別々の電力契約の場合：

…各々で設備を導入する場合：住宅部は「一般住宅対象」、店舗部は「事業者対象」

※住宅部は上限200万円、店舗部は上限2000万円、それぞれ申請が可能。

…どちらか片方に導入する場合：導入（接続）する建物に準じ、補助対象が変わります。

補助額の算出例について

- 【例】**一般住宅**に、①**太陽光発電設備**と②**定置用蓄電池**を導入する場合

  ① 補助対象経費　1,300,000円 × 補助率2/3 = 866,666円 → 866,000円

  ② 補助対象経費　　900,000円 × 補助率3/4 = 675,000円

  上記 ① ＋ ② ＝ **1,541,000円（補助交付申請額）**

- **自己負担額は659,000円**となります。

- 【例】**事務所に**、①**太陽光発電設備**・②**定置用蓄電池**・③**V2H充電設備**を導入する場合

  ① 補助対象経費　13,000,000円 × 補助率2/3 = 8,666,666円 → 8,666,000円

  ② 補助対象経費　　9,000,000円 × 補助率3/4 = 6,750,000円

  ③ 補助対象経費　　9,000,000円 × 補助率3/4 = 6,750,000円

  上記 ① ＋ ② ＋ ③ ＝ **22,166,000円** ⇒ **上限20,000,000円（補助交付申請額）**

- **自己負担額は11,000,000円**となります。

補助対象となる建物、補助額等の詳細については、状況により異なってきますので、町へ事前にご相談ください。

補助の対象となる方について

一般住宅対象

- **上士幌町に住所を有し**、上士幌**町内の個人用住宅**に対象システムを新設、又は対象システムの設置された新築住宅を購入する方。

事業者対象

- 上士幌**町内の事業所等**に対象システムを新設し、又は対象システムの設置された事業所等を購入する方。

- 上記に加えて、両対象とも、町税を滞納していないこと、自己所有でない物件の場合は所有者の承諾を得ていること、中古物件の場合は新規に対象システムを設置することが条件となります。※詳細は交付要綱・手引き等をご確認ください。

補助対象となる設備（経費）について

- 補助対象となる経費については、**設備本体の費用**（太陽光パネル・蓄電池本体等）、**配線費用**、設置等の**工事費用**です。**CO2排出削減に直接資する設備**、また**その設備の適切な稼働に直接必要なもの**であることが条件です。
- 例えば、太陽光発電の設置に伴う既存建物の**屋根補強費用**や、 最大出力20kW以上で義務化されている太陽光発電設備を囲う**柵塀・標識設置費用**については**補助対象となりません（自己負担となります）**。

太陽光発電設備

太陽電池モジュール
架台　インバータ
配線及び配線器具
余剰電力販売用電力量計
設置に必要な工事の経費　等

定置用蓄電池

蓄電池本体
電力変換装置
配線及び配線器具
設置に必要な工事の経費　等

V2H充電設備

V2H本体
電力変換装置
配線及び配線器具
設置に必要な工事の経費　等

※詳細は交付要綱・手引き等をご確認ください。

FIT認定は補助金の対象外です！

- **固定価格買取制度、いわゆる「ＦＩＴ」、またはＦＩＰ制度の認定を受けている・受けようとする場合は補助金の対象外です。**

★「FIT」とは？

再生可能エネルギーで発電した電気を、変動する市場価格に関係なく、**一定（固定）価格で電力業者が買い取ることを国が約束する制度**です。

再エネの普及・促進を目的として導入されました。市場価格との**差額は、「再エネ賦課金」として各世帯が負担**しています。

★「FIP」とは？

固定価格のFITと違い、**市場価格に連動し、そこに一定額を上乗せした価格で買い取る制度**です。

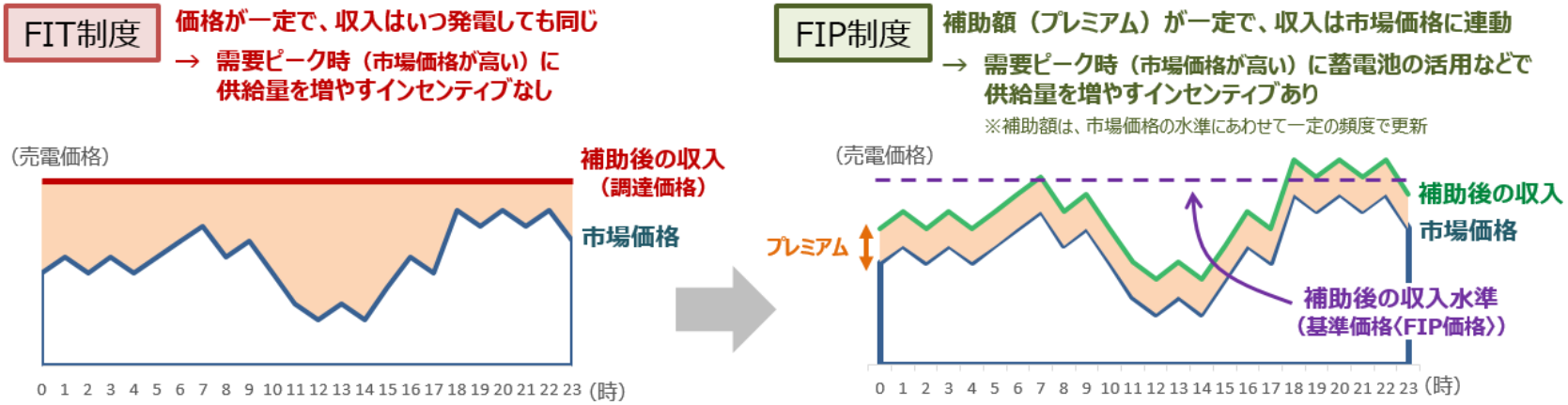

出典：資源エネルギー庁ホームページより

PPAでの導入も補助金対象外です！

- **第三者所有型である電力購入契約「PPAモデル」での導入、またはリース契約での導入の場合も補助金の対象外です。**

★「PPAモデル」とは？

電力会社が、個人住宅や事務所の屋根等に太陽光発電設備を無償で設置し（いわゆる**「屋根貸し」**）、住宅や事務所は、その設備で発電された電力を**電力会社から一定期間買い取る**モデルです。設備導入に**初期費用が発生しません。**

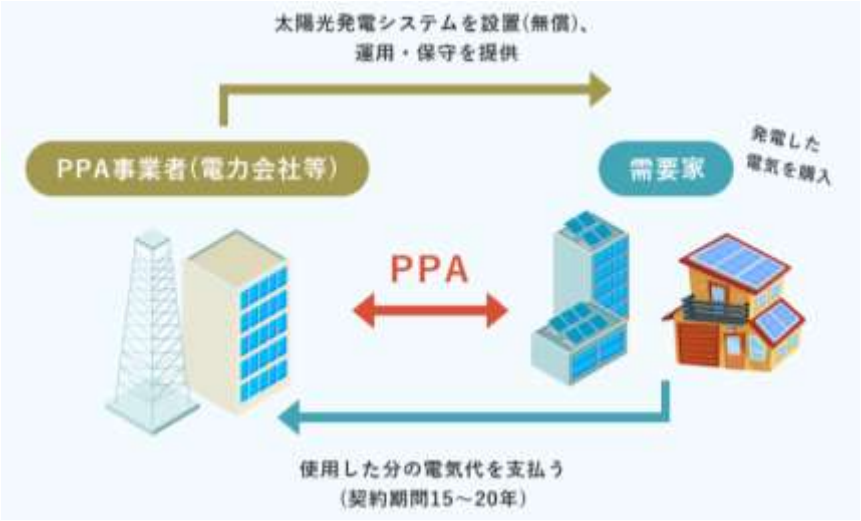

出典：SOLAR EXPO ONLINE内、
TAOKE ENERGY株式会社の紹介ページ

- 今回の補助金は、**自家発電・自家消費していただくことが目的**のため、FIT・FIP等の**売電自体が目的となり得るプレミアがつく制度や、所有者が他者となる導入形態は補助対象外**です。
- なお、自家消費できなかった**余剰電力分の売電自体を妨げるものではありません。**

交付申請について

- **補助金の交付を受けようとする方**は、**右記の流れで町へ申請**していただきます。

※各年度予算の範囲内で先着順に受付

補助金交付申請書の提出 → 補助金交付申請書の受付・審査 → 補助金交付決定・通知 → 通知受領

補助対象事業の実施（機器購入・工事）

※事業変更・中止等を行う場合

変更等承認申請書の提出 → 変更等承認申請書の審査 → 変更等承認

補助対象事業の完了

実績報告書の提出 → 実績報告書の受付・審査 → 額の確定通知 → 通知受領

補助金の交付（支払い） → 補助金の受領

交付申請について その2

- 提出いただく**各書類（交付申請書、実績報告書等）の必要部数は、各1部**です。

- **交付申請期間**

令和4年度～令和12年度（予定）の間の毎年度4月1日～2月28日

毎年度、先着順で受付を行い、各年度の**予算額に達した時点で受付終了**となります。
翌年度への繰り越し申請はできませんので、お早めに申請をお願いします。

- **申請書の提出**については、**役場窓口にお越しいただく**ようお願いします。

- **不明点等は、申請前にご相談**いただければ、**各種調整**させていただきます。

交付申請について その3

- 交付申請書を提出の上、**町より交付決定通知を受けてから、事業の着手（業者との契約や、機器購入・設置）**をお願いします。

  交付申請前、事前に事業を着手・着工したい場合は、交付決定を受けるまでの期間（交付決定されなかった場合も含む）に生じた**あらゆる損失等は自らの責任とすることを了承してください。**そのうえで、当該事業の着手および着工をお願いします。可能な限り、事前に町までご連絡願います。

  工事（事業）期間が年度を跨ぐ場合等についても、別途**ご相談ください**。

- 交付申請書の提出時に、**誓約書（所定様式）の提出**もあわせてお願いします。

  誓約書の内容については、別途、交付要綱の様式をご確認ください。**誓約書の内容について承諾いただきました上で申請をお願いします**。

申請内容に変更が生じたとき

- **交付申請内容に変更が生じる場合、あらかじめ、変更等承認申請書の提出**をお願いします。

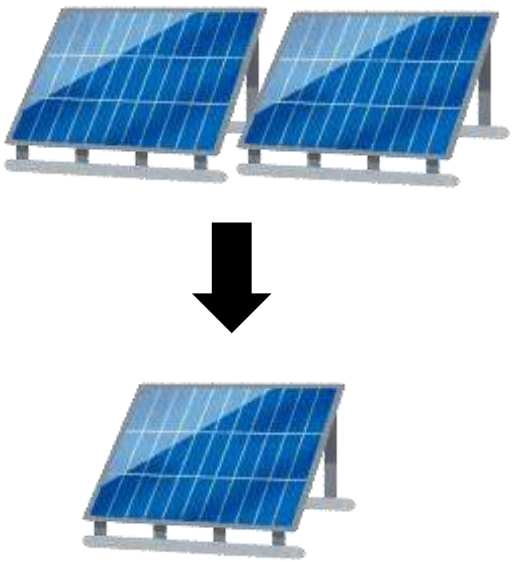

- ただし**「軽微な変更」の場合**は、変更等承認申請書の**提出は必要ありません。**

「軽微な変更」とは、**「補助対象経費合計の変更額が２０％未満の時」**、そのほか**「上士幌町補助金等交付規則」および「上士幌町補助金等交付規則の運用について（通達）」に基づきます。**

事業完了後の**実績報告書(変更後の内容で記載)に、変更箇所・内容等を記載した理由書(様式自由)を添付**の上で報告をお願いします。

判断がつきにくい部分かと思いますので、申請内容に各種変更があった場合は、町へご相談ください。

実績報告について

- 対象システムの**設置完了後30日以内、または当該年度の3月15日の**いずれか早い日までに提出をお願いします。

  実績報告書とあわせて、対象システムの写真、領収書、太陽光発電余剰電力受給契約確認書等の写しが必要となります。
  詳細は交付要綱・手引き等をご確認ください。

- 実績報告書を受理し審査を行った後、**補助金交付確定通知書をお渡しします。その後、**申請者へ入金を行う形となります。

【ここで注意】

今回の補助金を活用する場合は、「自家消費率」の一定割合以上の維持と、発電量等の各種数値の報告を定期的に行っていただくことが、交付の条件となります。

自家消費率の維持について

- そもそも**「自家消費率」**って？

  導入した太陽光発電設備で**発電した電力量（発電量）**のうち、**どの程度その建物で使用したか（自家消費量）**の割合から求めます。

自家消費率 ＝ 自家消費量÷発電量×１００
※小数点以下切捨て

- 「自家消費率」の維持については、おおもととなる**環境省の交付要綱**にて以下のように**割合が定められています**。

一般住宅対象	自家消費率	30%以上
事業者対象	自家消費率	50%以上

- **売電目的ではなく、効率的に自家消費が可能な施設規模・電気使用量に見合った設備の導入が必要**です。

自家消費率の維持について その2

- **「自家消費率」**は、2パターンあります。

- **①実績報告時に提出いただく「自家消費率」**

太陽光発電の運用開始後、**実績報告書の添付書類**として提出をお願いします。

設置後、**実績報告書提出までにおける特定日（1日間）**でかまいませんので、**自家消費率が「30%以上（住宅）」・「50%以上（事業者）」であると判断できるデータ**を提出してください。

ご自宅内に設置されている**発電モニター画面等を撮影した写真**や、**WEBサイトのデータを紙に出力**いただくなど、**形式は自由**です。

定置用蓄電池・Ｖ２Ｈ充電設備のみの導入の場合は、実績報告時に当該資料の添付は必要ありません。

自家消費率の維持について その3

- **②導入後、原則「17年間」継続して維持していただく「自家消費率」**

太陽光発電設備については、**法定耐用年数である 17年間 を経過するまで**の間、環境省への実績値報告が定期的に必要となります。

この**期間中、継続的に自家消費率「30%以上（住宅）」・「50%以上（事業者）」を保っていただく**ことが必要です。

1年に1回、1か月単位での数値報告（「発電kWh」「売電kWh」「自家消費kWh」）をお願いする予定です。

また今後、**発電量等の自動計測機器及び通信機器一式について町が上記機器の設置を行おうとする場合は、敷地内への機器設置を認めていただく**ことが、補助金交付の条件です。

定置用蓄電池・Ｖ２Ｈ充電設備のみの導入の場合は、実績報告時に当該資料の添付は必要ありません。

民生部門と産業部門

- **自家消費率等の各種数値の環境省への報告は、「民生部門」と「産業部門」**の区別が必要となっています。

今回の脱炭素先行地域では、特に**「民生部門」の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ**を実現していく観点から、上記部門を**区別してのデータ報告**が必要です。

民生部門

「家庭部門」： 住宅

「業務その他部門」： 事務所・店舗等 **<第三次産業>**
（通信・商業・不動産・サービス業等）
※**第一次・第二次産業においての事務所等も含む**。

産業部門

工場・作業場等 **<第一次産業・第二次産業>**
（農林水産・畜産・製造・建設・鉱業等）

運輸部門

「旅客部門」： 乗用車やバス等

「貨物部門」： 陸運や海運・航空貨物等

民生部門と産業部門 その2

- **住宅や事務所（民生部門）**と、**工場や畜舎（産業部門）**の建物が**混在した申請**の場合は…。

発電量等の報告は、民生部門と産業部門で、明確に区別して報告いただくことが必要です。

環境省への報告で必要となりますので、事前に各部門の電力の使用割合を把握いただく等のご準備をお願いします。特に、棟が別れておらず「**住宅部分と工場部分**」**等が一体となっている建物**は**把握が特に難しくなる**と考えられますので、ご承知おきください。

同一電力契約内で複数の建物への配電を検討されている方は、交付申請前にお問い合わせください。

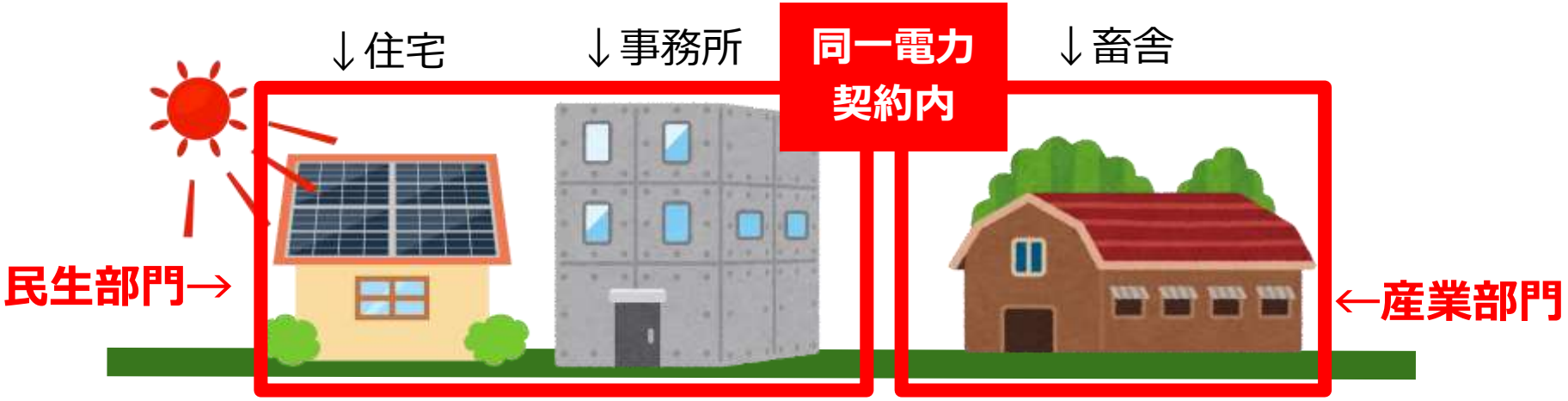

太陽光パネル等の廃棄問題

- **太陽光パネルの経年劣化等による廃棄**について、導入段階から**計画的な廃棄費用の自主積立等を行っていただく**ようお願いします。

資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン」に基づく対応が必要

上記では**「10kW以上のFIT・FIP認定を受けた太陽光発電設備について外部機関での積み立てを原則義務化」**について述べられており、**今回の補助金には基本的に該当しません。**

ただし、**環境省の交付要綱**にて、この「ガイドラインを参考に、**必要な経費の算定、積立等の方法により確保する計画を策定**し、その計画に従い**適切な経費の積立等**を行い、 発電事業の終了時において、**適切な廃棄・リサイクルを実施すること**」と決められていますので、ご理解をお願いします。

太陽光パネル等の廃棄問題 その2

10kW未満の太陽光発電設備についても、経済産業省（資源エネルギー庁）が公表している「**事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）**」の第５節では「**必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること**」とされています。

寿命を迎えた太陽光発電設備の廃棄を行う際は、**各ガイドラインを参考**に、**皆様自身で廃棄等の費用を積み立て**、将来的な計画も考慮しつつ、設備（システム）導入と補助金活用をお願いします。

- **法定耐用年数期間中の廃棄処分等について**

引っ越し等で**やむを得ず途中で処分する場合は、事前に町長の承認**を受けていただくことになります。**報告理由により、補助金を返還いただく可能性もあります**。

ひょうや台風等の自然災害による破損等もふくめて、状況により対応が異なります。町までお問い合わせください。

虚偽申請や報告を行う等、悪質である場合は、補助金を全額返還していただくこともあります。

悪徳業者に注意！

- 今回の補助金を口実として、**無理やりな売り込みや、粗悪品の売り付け、メンテナンスやアフターサービス等が不透明、自家消費に見合っていない設備規模の提案等、悪徳な業者が現れる可能性**があります。

【例】

・突然の電話や、飛び込み訪問で強引な勧誘をしてくる。

・導入のメリットばかりで、リスクや問題点等を語ろうとしない。

・「太陽光発電は儲かる」等、あきらかな売電目的の発言。

※自家発電・自家消費をして電気代がお得になるのとは意味合いが違います。

・電話のみの対応、対面でも資料や名刺を置いて帰らない。

・結論を急かしたり、話が強引であったり、担当者の対応が不誠実…等。

- **信頼のおける地元の業者や、長年お付き合いのある業者**等を選び、正しい情報を手に入れ、知識を身につけましょう。

再エネ地産地消促進奨励金事業

・交付の対象となる方

上士幌町内の住宅に、太陽光発電設備を導入を行った。
または既に導入している。
FIT・FIP・PPA・リース契約ではない。
（若しくはFIT・FIP認定を中止した）

かつ

上士幌町内で発電した再生可能エネルギーの地域内供給を取扱う電力小売事業者と買電契約（電力受給契約）を行った。
または既に契約を行っている。

どちらも満たせば申請可能

奨励金として、上士幌町内の多数の店舗で使用できる商品券10万円分を贈呈
（有効期限6か月）

ご不明点等については、
下記までお気軽にお問い合わせください

問い合わせ・申請書提出先

〒080-1492
北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

上士幌町役場　ゼロカーボン推進課
電話：01564-7-7255(直通)

※役場2階 10番窓口【平日8:30～17:15】